## 別表十の二(一) 「14」、「16」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書								法人名					別表十の二一
<b>/</b> 各	地区又は地域	措法第68条の63第1項の表の各号又は第2項の区分第1号(情報通信産業特別地区)第2号(国際物流拠点産業集積地域)第2項(経済金融活性化特別地区)	1	第1号 • 第2号 • 第2項		特	情報通信産業	特定事業に係る連	ē結所得♂	金額	13	H.	<b>三一</b> 平二十八・
I	設	立 年 月 日	2	<b>木</b> • •		1.3	·特里地区	特 別 控 ((13)又は((22)>	除 ( <u>(13)</u> ))×	額 <u>40</u> 100	14		四・一以後
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第項第1号」 ② 「区分番号」欄:「10207」						別	国際物流拠点	特定事業に係る連結所得の金額			15		以後終了連結事業年度分
法	(1)	適用額」欄:「14」欄の金額 	5		円 円	控	産業集積地域	特 別 控 ((15)又は((22) >	除 〈 <u>(15)</u> ())×	額 <u>40</u> 100	16		
人	が第1号又は	各連結法人の(5)の特定事業	6			除	経済金融活性化特別地区	特 別 控 (各連結法人の	除 (12) の合 <sup>・</sup>	額計)	17		
に	第 2	に係る個別所得金額の合計額 「16」欄 沖縄の国際物流拠点産業集 得の特別控除を適用してい				額 <b>E法</b>		147 3	金 額 仮		18		
お	① ② ③	「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第1項第2号」 ② 「区分番号」欄:「10408」 ③ 「適用額」欄:「16」欄の金額											
け	(1)	(マイナスの場合は0)		,	<u></u>	の	減対象連結	(13) + (15) + (各道 の合計)			19		
る	。 第 2	沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の 連結所得の特別控除を適用している場合 常時使用する① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第2項」 ② 「区分番号」欄:「10527」 ③ 「適用額」欄:「17」欄の金額											
計	項の												
算	場合	従業 <u>(9)</u> (10)	11	1	円 円	算	の場合の計	Sim data to 2 N 1 1 to 2 2	- V-L (F-	محال			
		特別控除額の個別帰属額 ((8)又は((22)×(8)/(19)))×40/100×(11)	12				算	調整軽減対象道 ((18)と((19) — (2) ち少ない金額)			22		